

F.F.会会則

昭和 60 年 12 月制定

平成 18 年 12 月改正

平成 23 年 4 月改正

平成 26 年 4 月改正

(名称)

第1条 この会は、F.F.会と称する。

(目的)

第2条 この会は、科学技術について若干のバックグラウンドを有し、広く科学技術及び科学技術に関連する諸問題に対し深い関心を持つ会員が、人類社会に関するあらゆる問題について討論を行い、切磋琢磨を図り、研究を行い、日本・世界・宇宙の将来に思いを馳せ、あるべき姿に関して提言を行う。提言を行う先は、当面、技術同友会とする。

(活動・事業の種類)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために調査研究活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 例会 原則として毎月1回開催し、情報の交換、科学技術に関する諸問題についての討論及び調査研究を行う。年間8回程度の開催を想定する。
- (2) 研修会 原則として、年2回開催する。但し、1回はミニ研修会と称し、通常の研修会より短い時間で行う。
- (3) 見学会 原則として、年2回開催する。
- (4) 調査研究 必要に応じて、随時、行うことができるものとする。

(会員)

第4条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、現会員によって推薦され、例会の承認を得た個人とする。
- (2) 特別会員はこの会の運営に貢献し得る個人とし、例会の承認を得た個人とする。
- (3) 会友は、以下に示す職場環境変化により例会への常時参加が出来なくなった会員であり、かつ本人からの申し出により例会の承認を得た個人とする。なお、勤務環境が従前の状態に戻った場合には会員へ復帰することとする。

① 転勤等で勤務地が東京から離れた。

② 役職変更、転職等によって従来の勤務環境が大きく変わった。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を世話役会に提出し、例会の承認を得るものとする。

2 新入会員は、原則、50歳未満の現役とし、FF会に貢献できる人を対象とする。技術系出身に拘

らないが、技術者の議論に参加できることを条件とする。なお、入会にあたっては、本人が記入した入会申込書を例会で開示し、承認を得る際の情報として利用する。

(会費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の会費は、年額1万円とする。
- (2) 特別会員の会費は、終身会費1万5千円とする。
- (3) 会友の会費は、年額1千円とする。
- (4) 総会の承認を得て会費を改定することができる。
- (5) 会は、総会の承認を経て、寄付を受けることが出来るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を世話役会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を2年以上滞納していて“本人から継続の意思表示がない場合”退会とする。(連絡の取れない人は意思表示がない場合に該当すると解釈。)

(運営組織)

第8条 この会は世話役をおくことができる。

- (1) この会に次の世話役をおく。
 - ① 代表幹事 2名
さらに、必要に応じて特命事項を担当する代表幹事を加えることができる。
 - ② 幹事 若干名
 - ③ 監事 2名
 - ④ 相談役
 - ⑤ 代表幹事代行
 - (2) 世話役は総会で指名する。
 - (3) この会に顧問をおくことが出来る。顧問は例会の承認を得て、委嘱する。
 - (4) 代表幹事が人事異動等により世話役の活動が困難になったときは、世話役会において後任を推薦し、例会で過半数以上の同意を得た上で交代させることができる。
 - (5) 幹事の総数が著しく減少したとき、世話役会が幹事の増員あるいは交代が必要と認めた場合、新たに幹事を推薦し、例会で過半数以上の同意を得ることとする。
 - (6) 世話役会が臨時の世話役が必要と認めた際に、代表幹事代行や相談役を置くことができる。
- 2 第1項に定める世話役は、会員の互選により、総会で指名する。
- 3 世話役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表幹事は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 代表幹事代行は、代表幹事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

4 世話役は、以下の活動を行う

(1)互いに分担して事業の企画・提案を行う

(2)原則として、毎月開催される世話役会に出席し、提案を審議する。世話役会では、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(3)技術同友会との連携を図り、例会（毎月2名）、賀詞交歓会に出席する

(4)原則として、年1回、代表幹事が技術同友会の幹事会に活動状況を報告する。

(解任)

第10条 世話役が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他世話役としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第11条 総会は必要に応じて開催し、次の事を審議する。いずれも出席者の過半数をもって可決とする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について審議する。

(1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)世話役の選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第13条 事業報告及び決算報告は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に総会に提出し承認を得るものとする。この場合、決算報告については、監事の意見を付さなければならない。

(会計、事業年度)

第14条 この会の経費は、会費及び技術同友会の賛助金をもって充てる。

2 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。ただし事務局は、当分の間(一社)科学技術と経済の会にお願いする。

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

(変更)

第17条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

(その他)

第18条 その他

(1)調査研究の実施に当たっては、委員会及びワーキンググループを設ける事が出来る。

(2)会員、特別会員、会友、世話役、顧問、及び事務局担当者は別紙の通りとする。

附 則

(1)この会則は、昭和60年12月から施行する。

この会則は、平成18年12月から施行する。

この会則は、平成23年4月から施行する。

この会則は、平成26年4月から施行する。

(2)本会30周年に向けて、改革担当の代表幹事1名を置き、FF会のあるべき姿を、会員とともに議論していくこととする。(平成26年4月23日)

以上

(参考)

〈FF会の改革について〉

1. 会員相互に顔が見え、考え方が見えることが重要。
2. 一方的に講演を聴くだけでなく、意見交換ができる例会の姿について検討していく。
そのために、必要であれば、例会の開催方法、開催場所についても検討していく。
3. FF会のアウトプットは、過去には合宿研修のまとめなどであったが、今年の研修会のように会員の自己紹介や問題意識の紹介も立派なアウトプットとして想定される。
4. 技術同友会への報告事項として、FF会が感じる“新しい気づき”を、どのように伝えていくべきかを検討することが重要。

以上